

第1章 計画改訂の趣旨

1 計画改訂の目的と背景

(1) 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の経緯

市では、ごみ処理事業の総合的かつ計画的な推進について、その基本方針を示すため、平成4年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定した。その後、廃棄物処理技術の向上、最終処分場のひっ迫等を背景に、平成10年3月に名称を「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)」として改訂した。また、各種リサイクル関連法の施行、改正等により、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を進めるための方針が示されたことを背景に、平成20年12月に新たに計画を策定した。現在、平成20年12月に策定した計画に基づき、ごみ処理行政に取り組んでいる。

この計画は、社会情勢の変化や関係法令等の動向に適切に対応するため、おおむね5年で改訂を行うこととしており、今年度改訂を行うものである。

(2) 計画改訂の背景

平成13年1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法に基づき各種リサイクル関連法が施行され、廃棄物に対する排出者責任が明確化され、リサイクルを推進する法体系が整備された。

近年では、平成21年4月に特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)が改正され、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が追加さ

れた。また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成25年4月に施行される等、国、地方公共団体、事業者、消費者等の全ての関係者の協働の下、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を効果的に進める方針が次々と示されている。

このように、国や本市を取り巻くごみ処理の環境が変化したため、計画の改訂が必要な状況となっている。

(3) 計画改訂の目的

前述のことから、循環型社会の形成を推進するために新たに示された法体系に基づき、武蔵村山市が総合的かつ計画的にごみ処理を推進するため、名称を「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」(ごみゼロを目指したまちづくり基本計画)(改訂版)に改めて、この計画を改訂することとした。

この計画では、循環型社会形成推進基本法に沿った、武蔵村山市におけるごみ処理の基本理念を示すこととした。

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の経緯と国の動向について

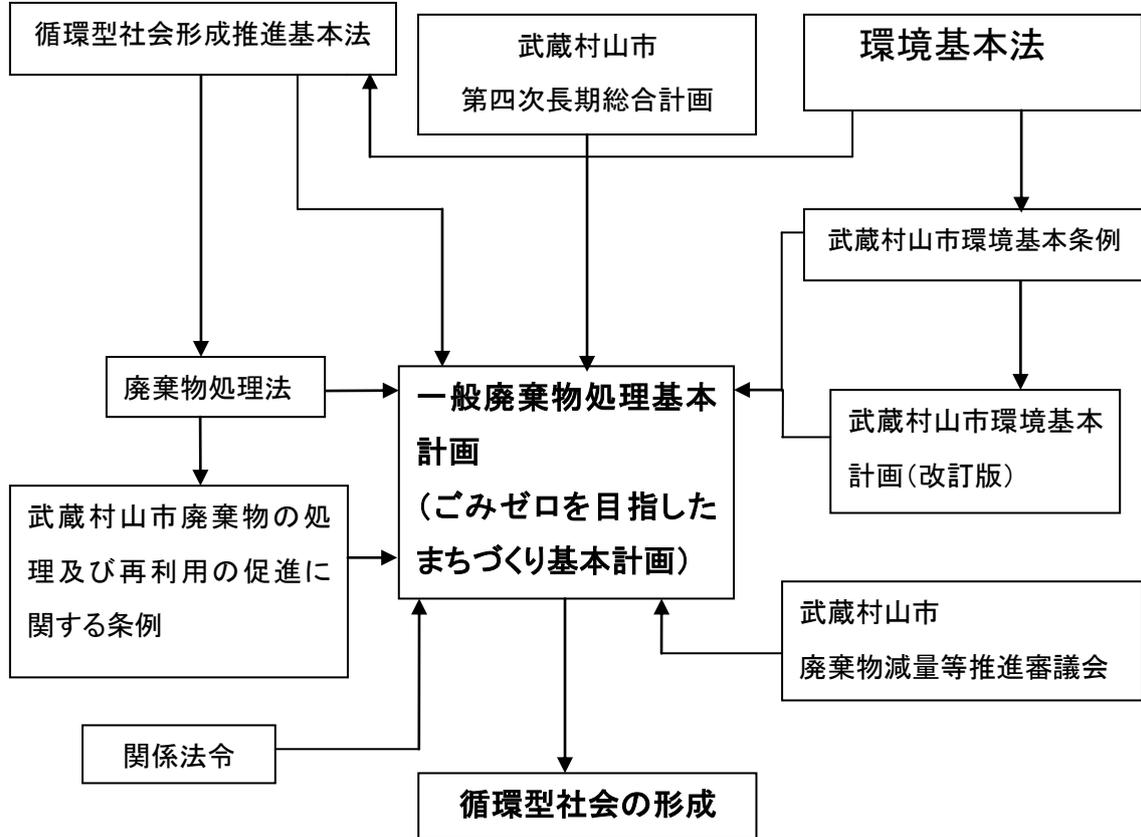
年月	武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の経緯	年月	国の動向(廃棄物・リサイクル関連)
平成4年3月	ごみ処理事業の総合的かつ計画的な推進について、その基本方針を示すため、最初の一般廃棄物処理基本計画を策定した。	平成6年8月	環境基本法施行
平成10年3月	最終処分場のひっ迫の状況があり、ごみボックスの撤去等、収集状況が変わったため、新たに、ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)として策定した。	平成12年4月	容器包装リサイクル法施行
		平成13年1月	循環型社会形成推進基本法施行
		4月	資源有効利用促進法施行
		5月	家電リサイクル法施行
		平成14年5月	食品リサイクル法施行
			建設リサイクル法施行
平成15年7月	循環型社会形成推進基本法に基づき各種リサイクル法が施行され、廃棄物に対する排出者責任が明確化されたため、ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)を改訂した。	平成17年1月	自動車リサイクル法施行
		平成18年6月	容器包装リサイクル法一部改正
		平成19年6月	食品リサイクル法一部改正
平成20年12月	各種リサイクル法が施行・一部改正され、ごみ処理の状況が変化したため、ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画)を策定した。	平成21年4月	家電リサイクル法一部改正
		平成22年5月	廃棄物処理法一部改正
平成25年度	小型家電リサイクル法が施行される等、3Rを効果的に進める方針が次々と示され、ごみ処理の状況が変化したため、改訂を行う。	平成25年4月	小型家電リサイクル法施行

3 計画の位置付け

この計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画に基づき、長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針と位置付け、武蔵村山市環境基本計画とも連動を図りながら、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び関係法令に基づいて策定するものである。

- (1) この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により策定が義務付けられており、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第29条第1項で市長が定めることとされているごみ処理に関する基本計画である。
- (2) この計画は、循環型社会形成推進基本法をはじめとした各リサイクル関連法に基づく責務を踏まえ、ごみの発生抑制・減量化等循環型社会の形成に関する施策を含むものである。
- (3) この計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」に定めるまちの将来像である「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、「市民・事業者・行政が連携し更なる資源循環の推進」を基本として策定するものである。

図 1-2 計画の位置付け



4 計 画 期 間

この計画の期間は、長期的展望に立ってごみ処理を計画的に進める必要があることや、排出されるごみの種類・形態・性質の変化及びごみ処理技術の進歩を考慮して、平成26年度より、4年間程度の状況を視野に入れ、本市の廃棄物行政における基本的な方針を示すもので、計画目標年度は平成29年度とした。

計画目標年度

平成29年度

5 前計画の達成状況

(1)各目標値の状況

前計画では、最終処分場の延命化を図るために、ごみの発生抑制や排出を抑制し、ごみの資源化をより一層推進していくため、「ごみゼロ社会の実現に向けて」を基本理念として掲げ、計画期間における問題解決に取り組んできた。

前計画における目標値の達成状況は、表1-1のとおりとなっている。

表 1-1 目標値の達成状況

区分	年度		H18年度 実績値	H23年度 実績値	H18年度 達成率	H23年度 達成率
	単位	目標値				
排出物原単位	(g)	850.0	924.8	803.5	91.9%	105.8%
収集ごみ量原単位	(g)	750.0	804.7	699.9	93.2%	107.2%
持込ごみ量	(t)	2,000.0	2,133.0	2,023.0	93.8%	98.9%
リサイクル率	(%)	40.0	29.4	26.0	73.5%	65.0%
最終処分量	(t)	1,700.0	2,051.0	1,975.0	82.9%	86.1%

排出物原単位及び収集ごみ量原単位については、平成23年度実績値が平成18年度より下回り、目標値に到達している。

持込ごみ量及び最終処分量については、平成23年度実績値は平成18年度より下回っているが、目標値には到達していない。リサイクル率については、平成23年度実績値は平成18年度より下回っている。

- ※ 排出物原単位 = 総排出量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
- ※ 収集ごみ量原単位 = 収集ごみ量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
- ※ 持込ごみ量 = 持込ごみ量
- ※ リサイクル率 = 総資源化量（エコセメントは除く） ÷ 総排出量 × 100
- ※ 最終処分量 = ニツ塚廃棄物広域処分場搬入量

(2)前計画における施策展開スケジュールと実施状況及び評価

平成23年までの施策展開スケジュールと実施状況は、次頁の表に示すとおりである。

なお、実施状況を明らかにするために、実施度合いに応じて次のように評価した。

A……おおむね目標を達成しているもの

B……取組は行っているが、目標達成までは到達していないもの

C……未実施又は目標達成が困難なもの

施策展開スケジュールと平成23年度までの事業実施状況

武蔵村山市スケジュール		平成20年度～平成29年度	実施状況	評価
(1)市民・事業者への情報提供・指導	ア 積極的な広報	1 循環型社会形成に必要な情報を整理し提供する。 2 「リサイクル情報誌」の内容を市民の意見や要望等を踏まえ充実させる。 3 ホームページの内容を充実させ、積極的に情報発信をしていく。	1 平成23年3月にごみの捨て方を詳しく載せた冊子「ごみ分別辞典」を全世帯に配布した。 2 市民から見てわかりやすい内容で精査した。 3 廃棄物関連の必要な情報を随時、ホームページに掲載した。	B
	イ 説明会の開催	4 状況の変化に応じ、随時説明会を実施する。	4 説明会は実施していない。	※
	ウ 排出時等の指導・説明	5 廃棄物減量等推進員制度を充実させる。 6 職員によるパトロール体制の充実を図る。 7 収集業者によるチェック、衛生組合搬入時の検査を強化する。 8 集合住宅等の管理会社を通じ、指導の徹底を図る。	5 廃棄物減量等推進員制度の改善は行っていない。 6 随時、パトロールを実施した。 7 随時、収集業者と連絡を取り、ごみの収集方法の指導を行った。 8 集積所管理に問題があった場合は、管理会社に連絡し、指導を行った。	B
(2)環境学習プログラムの提供		9 小冊子「ごみと私たち」を作成し、授業に活用する。 10 施設見学会を実施する。 11 幼児から高齢者まで幅広い年齢層に合わせた、環境学習プログラムの充実及び小・中学生を対象として、体験的学習の要素を取り入れた、環境学習プログラムについて検討する。	9 小冊子「ごみと私たち」を年1回発行し、市内小学校4年生対象に配布した。 10 年1回施設見学会を実施した。 11 検討していない。	B
(3)市民・事業所・行政との連携	ア 市民・事業者・市の役割の確立	12 各主体が相互に協力し活動を行えるよう、協働の仕組みづくりを行う。	12 市民の資源化意識を高めるため、市内の小売店等に拠点回収箱を設置している。	B
	イ 市民・事業者の自主的取組の支援	13 人材育成、助成、ネットワークづくりなど積極的に支援する。	13 生ごみ処理機器購入の助成、集団回収に対する支援を引き続き行う。	A
	ウ 事業者の排出・発生抑制の推進	14 レジ袋の削減、使い捨て道具の中止などごみ発生抑制の要請を行う。 15 「ごみ減量計画書」の作成について研究し、作成させることについて検討する。 16 拡大生産者責任の明確化を要請する。	14 マイバッグキャンペーンを実施した。 15 作成していない。 16 引き続き要請をする。	B
	エ 集団回収の促進	17 集団回収の積極実施を各種団体に呼び掛ける。	17 市報、ホームページで広報を行った。	B
	オ 国・都・他自治体との連携	18 積極的に連携する。	18 都から依頼のあったごみ減量啓発運動等を実施した。	B
(4)家庭ごみの有料化		19 家庭ごみの有料化について検討する。	19 検討していない。	C
(5)事業者の排出者責任の明確化		20 廃棄物の排出実態を確認し、適正排出の徹底を図る。 21 エコバッグの利用の促進及び使い捨て道具から再利用道具への変更について要請する。 22 ごみ減量・分別の指導を推進する。 23 指定収集袋での排出について指導し、事業系ごみの有料化の徹底を図る。	20,22 事業系の持込ごみの抜き打ち調査を実施し、ごみ分別のできていない事業所には、指導を行った。 21 商工会、市内大手スーパーマーケット等の協力を得て市内の店舗等で「レジ袋の利用抑制」を呼びかけた。 23 随時、ごみの出し方に問題のある事業所には指導を行った。	A
(6)環境負荷の低減・効率的な収集運搬業務の推進	ア 収集方法の見直し	24 資源物の3市共同処理施設の進捗状況に合わせ、ごみ減量・分別の徹底等に効果のある収集方法を検討する。	24 引き続き検討する。	C
	イ 環境負荷の低減	25 環境負荷の低減のため、ごみ収集車両の低公害車への買換えについて協議する。	25 契約の際、仕様書で環境により良い自動車を利用するよう記載している。	B
(7)中間処理施設の維持・向上等	ア リサイクル施設の維持	26 リサイクルセンターの維持管理の徹底について、引き続き指導を継続する。	26 平成23年度から武蔵村山市清掃事業協同組合と委託契約を結んでいる。	B
	イ リサイクル推進のため中間処理システムの整備	27 衛生組合・組合構成市と共同資源化施設整備について検討する。	27 共同資源化施設整備については、今後も継続して検討する。	B
	ウ 衛生組合における中間処理施設整備	28 現有処理施設の維持管理を適切に行うとともに、粗大ごみ処理施設の早期更新を検討する。 29 焼却処理施設の将来について、共同で調査・研究を行う。	28,29 現有施設の延命及び施設更新を引き続き検討する。	B
(8)最終処分場の負担軽減	ア 最終処分量の削減	30 最終処分量の削減のため、中間処理段階での資源化推進の調査研究を行う。	30 小平市、東大和市と連携し、共同資源化について引き続き検討する。	B
	イ 最終処分場の延命化	31 循環組合のエコセメント化事業の円滑な運営のため、エコセメントの使用については、市の工事等で使用するよう関係部署と調整する。	31 市内、道路工事においてエコセメントを使用した。	A
(9)品目別の施策	ア 生ごみ	32 生ごみ資源化等市民懇談会での検討結果に基づき、生ごみの資源化に向けた施策を実施する。 33 生ごみの水切り用具の配布を行い、生ごみの減量施策を継続する。	32 生ごみ堆肥化モデル事業を1年間82世帯対象に実施した。 33 生ごみの水切り用具、水切りネットを無料配布した。	B
	イ 不燃物	34 不燃物の資源化に向け、資源化ルートを調査・研究し、資源化品目の拡大の検討を行う。	34 平成24年3月に靴、かばん、ベルトを資源物として回収を開始した。	B
	ウ 新たな資源化品目の検討	35 更なるリサイクル推進を目指し、新たな資源化品目を検討する。	35 平成24年3月に靴、かばん、ベルト、ぬいぐるみ等を資源物として回収を開始した。	B
(10)一事業所としての市の取組		36 再生品の使用(グリーン購入)を市として積極的に取り組む。 37 一事業所として、市民・事業者の模範となるよう、庁内でのごみ減量・リサイクル推進の取組を積極的に行う。	36 引き続き取り組む。 37 裏面の利用や両面コピー等庁内における資源の有効活用に努めている。	B

※(1)市民・事業者への情報提供・指導の中の イ 説明会の開催の評価については、説明会が必要な状況の変化がなかったため、評価はしないものとした。

